大阪市水道局安全運転管理に関する要綱

制定　令和８年４月１日

最近改正　令和８年５月１日

（目的）

第１条　この要綱は、大阪市水道局（以下「当局」という。）が管理する車両の安全運転の確保及び事故防止に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　総括安全衛生管理者　大阪市水道局安全衛生管理規程（以下「規程」という。）第２条第１項により選任された職員をいう。

⑵　課長等　課長、場長、所長及び担当課長をいう。

⑶　安全運転管理者等　規程第２条第２項により選任された安全運転管理者及び副安全運転管理者をいう。

⑷　車両　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第２条第１項第９号に規定する自動車及び同条第１項第 10 号に規定する原動機付自転車で当局の業務に使用するものをいう。

⑸　運転者　公務のため車両を運転する職員をいう。

⑹　同乗者　公務のため車両に乗車する運転者以外の職員をいう。

⑺　交通事故　車両による人の死傷若しくは物の損壊（法第 71 条に規定する遵守事項に反した結果発生したものを含む）をいう。

（課長等の責務）

第３条　課長等は、所属する運転者及び同乗者の安全運転の確保及び交通事故の防止に努めなければならない。

（職員の責務）

第４条　職員は、交通事故の防止を図るため、相互に協力しなければならない。

（運転従事者の登録）

第５条　課長等は、管理監督する職員を車両の運転に従事させるものとして登録する場合は名簿を作成し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

２　課長等は、緊急の場合やその他やむをえない事情があると認める場合において、運転に従

事させる職員として登録していない者に、車両を運転させることができる。なお、その場合、前項の規定に準じ速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（運転記録）

第６条　課長等は、車両ごとに運行管理に必要な事項を運転者に記録させ、保存しなければならない。

（安全運転管理者等の業務）

第７条　規程第３条第１項第５号に規定する安全運転管理者等の業務は次に掲げるものをいう。

⑴　第５条第１項に規定する名簿の管理に関すること。

⑵　前条に規定する運転記録の管理に関すること。

⑶　運転開始前及び運転終了後の点呼に関すること。

⑷　運転者及び同乗者に対する安全運転教育の実施に関すること。

⑸　車両の運行前点検に関すること。

⑹　その他安全運転に関し、総括安全衛生管理者又は課長等から指示された業務。

（運転者の責務）

第８条　運転者は、車両を運転するにあたり、法その他関係法令を遵守するとともに、第６条に定める運転記録を正確に記載しなければならない。

２　運転者は、自身の健康状態を確認し、異常がある場合は速やかに課長等に報告しなければならない。

（同乗者の責務）

第９条　同乗者は、車両の安全な運行のため、運転者の補助者として安全運転に協力しなければならない。

（交通事故発生時の対応）

第 10 条　運転者は、交通事故が発生した際、法その他関係法令に基づき必要な措置を講じなければならない。

２　運転者は、前項の措置を講じた後速やかに課長等に一報を入れなければない。また、一報を受けた課長等は総括安全衛生管理者及び研修・厚生担当課長に連絡しなければならない。

３　同乗者は、運転者に準じ事故発生時に必要な措置を講じなければならない。

（交通事故の報告）

第 11 条　運転者は、前条の措置を講じた後事故報告書を速やかに作成し、課長等及び安全運転管理者等に報告しなければならない。

２　安全運転管理者等は、事故調査票を作成のうえ前項の報告書と合わせて、研修・厚生担当

課長に報告しなければならない。

（交通事故の事務処理）

第 12 条　課長等は、交通事故に適切に対応するため、賠償額及び損害額の算定、示談締結の交渉その他交通事故の処理に関することを行わなければならない。

２　課長等は、前項の処理に関して、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済を使用する場合は、研修・厚生担当課長を通じて行わなければならない。

３　課長等は、交通事故により車両に破損等がある場合は、運転に支障のないよう速やかに原状回復しなければならない。

（交通事故の再発防止）

第 13 条　課長等は、交通事故発生後、速やかに原因を究明するとともに再発防止策を策定し総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

２　総括安全衛生管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに所属安全衛生委員会を開催し、報告内容を調査審議しなければならない。

３　課長等は、前項の所属安全衛生委員会において審議のうえ策定した再発防止策をふまえた自身の所見を、研修・厚生担当課長に報告しなければならない。

４　研修・厚生担当課長は、前項の報告に記載された再発防止策に疑義がある場合は課長等に差し戻すことができる。また、研修・厚生担当課長は、交通事故の内容詳細について、課長等、安全運転管理者等、運転者及び同乗者に対して聞き取り及び再発防止策に対し助言することができる。

５　課長等は、交通事故を発生させた運転者及び同乗者に対し必要な安全運転教材等を用いた研修を実施し、研修実施後は速やかに研修・厚生担当課長へ報告しなければならない。ただし、運転者および同乗者に故意または過失が一切認められない場合は、この限りではない。

（災害時等における本要綱の適用）

第 14 条　職員が、災害時、緊急時その他やむを得ない事情により、自所属以外に配置された車両を運転する場合においても、本要綱の定めるところによる。

（例外措置）

第 15 条　本要綱において、運転者が行うこととされている事項について、課長等がやむを得ないと認める場合は、運転者以外の職員に行わせることができる。

（施行の細目）

第 16 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、研修・厚生担当課長が定める。

附　則

1　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

2　車両運転の安全管理要綱（昭和 46 年 10 月 19 日局長決裁）及び車両にかかる事故処理要項（昭和 46 年 10 月 19 日局長決裁）は、廃止する。

附　則

この要綱は、令和８年５月１日から施行する。